

平成 31 年 2 月 28 日

申請者 川鍋健

論文題目 人民主権と違憲審査——イェール学派の憲法学から

審査員 阪口正二郎（主査）、渡辺康行、只野雅人

立憲主義と民主主義が対立するのではないかという問題は、憲法学の重要な問題の一つとなっている。この対立は二つの形で現れる。一つは、違憲審査制と民主主義の対立である。選挙で選ばれておらず政治責任を直接負わない裁判官が、選挙で選ばれ政治責任を直接負う立法府の制定した法律を違憲にできる制度が違憲審査制であり、裁判所が違憲審査権を積極的に行使すれば、違憲審査の行使は民主主義の観点から正当化できるのかどうか問題となる。もう一つは、硬性憲法と民主主義の対立である。国民の多数が憲法を改正したいと考えても、それを許さないのが硬性憲法であり、ここに硬性憲法と民主主義の対立が顕在化する。

これまでの日本の憲法学においては、立憲主義と民主主義の対立に関して、立憲主義を優先させるべきだとの応答が支配的であった。本論文は、こうした状況の下で、アメリカ憲法学において、「人民主権」という民主主義を重視する立場に立ちながらもリベラルな価値を擁護する「イェール学派」と呼ばれる論者の理論を丹念に分析検討し、この問題に対して民主主義を重視する立場から応答しようとする意欲的な論文である。

本論文には、次のような優れた価値が認められる。第一に、「ポピュリズム憲法学」として一括りに扱われがちな「イェール学派」の論者の議論にはニュアンスの違いがあることを丁寧に析出している。第二に、民主主義を重視する立場に立っても違憲審査制や硬性憲法が正当化可能であることを一定程度説得的に示すことに成功している。違憲審査制は、人民主権の産物である憲法の意味を確定し、その意味に関して人民の間での討議を触発する触媒となりえ、裁判所の示した憲法解釈に最終的に人民が納得しない場合には、これを憲法改正によって覆すことが人民の側に留保されている限り民主主義の関係で正当化可能なものとなる。硬性憲法に関しては、人民が主導し、特別多数ではなく多数決で憲法を改正しようとする憲法制定会議のような改正方式を、硬性憲法が定める改正手続とは別に構想することで民主主義との関係で正当化可能なものとなる。第三に、憲法学の支配的な議論においては、人民主権の発動である憲法改正は万能の権力の発動であるとして、立憲主義の立場から一定の警戒心をもって扱われ、立憲主義の観点から何らかの枠をはめることが構想されてきたが、本論文は、民主主義を重視する立場からも憲法改正には限界が設けられるべきことを説得的に示すことに成功している。本論文は、憲法改正を人民主権の発動と考える場合には、たとえば憲法の改正を禁止するような改正や表現の自由や選挙権を奪うような改正を禁止する形で、憲法改正には人民主権の観点からも限界を設定しうることを立証している。

もっとも、本論文にも問題がないわけではない。本論文は、章をおって「イェール学派」の論者の議論を検討する形になっているが、終章でそれまでの分析をまとめ、川鍋氏の考えをまとめて提示する作業を欠いており、いささか主張が分かりにくいものとなっている。また、検討素材が「イェール学派」の論者の議論中心に絞られており、もう少し幅広い検討が望まれる。しかし、これらの問題点は川鍋氏も十分に自覚しており、今後、十分に修正可能だと判断される。

以上のような論文の評価と口述試験の結果に基づいて、審査員一同は、申請者川鍋健氏に一橋大学博士（法学）の学位を授与することが適当であると判断する。